

ぜんそく治療への 医療費助成廃止へ

川崎市、患者団体は反発

川崎市は、市独自のぜんそく治療への医療費助成を廃止する方針を決め、8日発表した。ぜんそく患者が加わる川崎公害病の患者団体は反発している。

市は8日の会見で、来年3月末で新規の受け付けを打ち切るとし、「特定の疾患に偏らず、他のアレルギー疾患対策との公平性を保ちながら幅広い対策を進めていく」と説明した。ぜん

そくのほか、アトピー性皮膚炎や食物アレルギーなどを含めた総合的なアレルギー疾患対策を進め、実態調査や健康相談を実施する。

一方で来年4月以降の2年間は経過措置として現行の受給者に助成を続ける。市によると、今年度の受給者は計約1万2千人、予算額は計約3億5千万円。今後、市民の意見を募るパブリックコメントを経て、関

連条例を廃止する方針だ。

制度は、小児ぜんそくと成人ぜんそくに分かれる。

市によると、小児ぜん息患者医療費支給制度は20歳未満が対象で、保険医療費の自己負担はゼロ。1972

年に始まった。一方、成人

ぜん息患者医療費助成制度は自己負担が1割。前身の

制度は91年に国の公害対策を補う目的で、地域を限定

して助成を始めた。2007年に制度は公害の補償で

はなく、ぜんそくと関係するアレルギー対策に改め、

全市に広げた。

国のアレルギー疾患対策基本法やその指針に基づき市は昨年5月、川崎市地域医療審議会に対し、アレルギー

アレルギー疾患対策のあり方などを諮問。同審議会は同11月に答申で、「妥当性や他の慢性疾患の患者支援との公平性の観点から見直す必要があるのではないか。医療

費助成制度は取りやめ、ぜんそくを含む幅広いアレルギー対策を推進する必要がある」とした。「川崎公害病患者と家族の会」(丹操会長)は8

日、「経過措置は2年間のみで、打ち切ることにより受診機会を奪われ、ぜんそく死の危険にさらされる」との声明を出し、制度の存続を訴えた。(佐藤英法)